

北但行政事務組合一般廃棄物処理施設の管理に関する規則

〔平成28年8月1日〕
規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、北但行政事務組合が設置する一般廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 クリーンパーク北但
- (2) 位置 豊岡市竹野町坊岡943番地

(搬入日及び搬入時間)

第3条 処理施設の搬入日及び搬入時間は、次のとおりとする。

- (1) 搬入日は、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日並びに12月31日から翌年の1月3日までを除くすべての日とする。
- (2) 搬入時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。

2 管理者が特別の理由があると認めるときは、搬入日及び搬入時間を変更することができる。

(搬入者の遵守事項)

第4条 廃棄物を搬入する者（以下「搬入者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 処理施設の敷地内では、火気を使用しないこと。
- (2) 指定された場所以外に許可なく立ち入らないこと。
- (3) 一般廃棄物等の投入のため車両を後退させるときは、運転手以外の者の誘導により、周囲の安全確認をしながら行うこと。
- (4) 処理施設の敷地内で事故、故障等が発生したときは、速やかに係員に連絡し、その指示に従うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に係員から指示があったときは、その指示に従うこと。

(搬入車両の交通方法)

第5条 処理施設の搬入道路においては、次に掲げる事項に注意し、安全運転に努めなければならない。

- (1) 車両を低速で運転すること。
- (2) 道路標識及び信号に従って運転することとし、道路標識等がない箇所については、退出車両を優先させること。

(3) 係員の指示に従うこと。

(立入りの制限等)

第6条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者については、処理施設への立入りを拒否し、又は退去を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる行為をし、又はこれらの行為をす
るおそれがあると認められる者

(2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、平成28年8月1日から施行する。